

令和7年度岡山県生成 AI 利用環境整備業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度岡山県生成 AI 利用環境整備業務

2 目的

情報漏洩の不安のない高度なセキュリティが確保され、独自データから情報を参照できる機能やプロンプトのサポート機能を備えた生成 AI サービスを導入するとともに、具体的な活用事例を交えた実践的な研修の実施等の支援を受けることにより、職員が安全かつ効果的に生成 AI を活用し、行政事務の効率化や質の向上を図る。

3 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 業務内容

(1) 生成 AI サービスの提供

①基本要件

ア サービス形態

- ・クラウドサービス（SaaS 型）であり、行政ネットワーク（LGWAN）に接続可能な端末から、Microsoft 社のブラウザ（Edge）又は Google 社のブラウザ（Google Chrome）を用いて大規模言語モデルを利用した生成 AI サービスを利用できること。
- ・職員が容易に利用できるユーザーインターフェイスであること。
- ・本県が独自に保有するデータ（例規、FAQ、マニュアル等 以下、「独自データ」という）を活用して、生成 AI により回答を生成できること。

イ 大規模言語モデルの水準

- ・大規模言語モデルは Azure OpenAI Service の GPT-4o 以上のモデルを利用できること。
- ・大規模言語モデルの拡張に追随していくこと。
- ・必須要件ではないが、Gemini や Claude 等の複数の大規模言語モデルを切り替えて利用できることが望ましい。
- ・入出力情報及び独自データが AI の学習に利用されないこと。
- ・生成 AI モデルの開発事業者側によるデータ保持をオプトアウトしていること。
- ・本県専用の領域を作成し、サービス提供事業者であってもデータを閲覧

できないようにすること。また、他の契約団体等と論理的または物理的に分離された環境を構築すること。

ウ 認証の方法

- ・ ID やパスワード、メールアドレスなど個人を識別する情報により、利用可能な職員を認証できること。
- ・ 利用者を管理者と一般ユーザーに分けて権限設定できること。
- ・ 管理者権限はすべての利用者権限を有すること。

エ 独自データとして登録可能なファイル形式

- ・ ファイル形式 : テキスト、Word、Excel、CSV、PDF、PowerPoint 等

オ 独自データの管理

- ・ 登録した独自データは論理的または物理的に他の契約団体等と分離されていること。
- ・ 独自データの保存容量は最低でも 10GB 以上確保することとし、必要があれば追加できること。
- ・ 必須要件ではないが、アップロードしたファイルはフォルダごとに権限分けが可能であることが望ましい。
- ・ 管理者権限により随時独自データの追加、削除ができること。
- ・ 管理者権限により一般ユーザーごとに独自データの追加、削除の権限を付与できること。

カ 独自データを活用した生成 AI の回答及び根拠

- ・ 質問に対し、複数のファイルから回答を作成するうえで根拠としたデータの名称及び記載箇所を特定できること。

キ 入出力データのログ管理

- ・ 一般ユーザーは、自身の過去の入出力データを閲覧できること。また、過去の入出力データの続きから新たな質問を行うことができること。
- ・ 管理者権限により全ユーザーの入出力データを閲覧することが可能であること。
- ・ 利用者ごと及び全体の使用量について利用に係る統計情報を取得できること。
- ・ データ利用量については、ダッシュボードやポータル画面等で管理者だけでなく利用者にも把握できることが望ましい。

ク プロンプトテンプレート

- ・ 管理者がプロンプトテンプレートを作成、登録し、組織で共有する機能を有すること。
- ・ 一般ユーザーごとにプロンプトテンプレートを作成、登録できること。

ケ マニュアルの提供

- ・管理者及び一般ユーザーが利用できる操作マニュアルを提供すること。
- コ 料金体系
- ・使用量に応じた料金体系となる場合、予算額を超過しないように利用上限に達した場合は、自動的にサービスの利用を制限する措置を講じること。
 - ・必須要件ではないが、契約期間中であってもプラン変更が可能であることが望ましい。
- サ セキュリティ要件
- ・提供されるサービスに係るデータの保管場所は全て ISMAP 又は ISMAP に相当するセキュリティを確保できる国内のサーバで運用されること。
 - ・海外リージョンのモデル利用時も、国内リージョンと同様に生成 AI モデルの開発事業者側によるデータ保持はされず、入出力情報及び独自データが AI の学習にも利用されないこと。ただし、複数の大規模言語モデルを切り替えて利用できるサービスの場合は、管理者権限によりこの要件を満たさない一部のモデルを利用停止することで、残りの全てのモデルがこの要件を満たせば可とする。
 - ・海外リージョンのモデル利用時も、国内リージョンと同様に日本法を準拠法とし、日本国内の裁判所が管轄裁判所となること。ただし、複数の大規模言語モデルを切り替えて利用できるサービスの場合は、管理者権限によりこの要件を満たさない一部のモデルを利用停止することで、残りの全てのモデルがこの要件を満たせば可とする。
 - ・海外リージョンと国内リージョンの通信は、クローズなネットワークによって安全に通信を行う等のセキュリティ対策が取られていること。
 - ・サービス提供事業者は、ISMS (ISO27001) を取得していること。
 - ・本サービスで保存されたデータは、契約終了後、受注者側においては削除し、保存した情報を復元困難とする管理を行うこと。

②利用環境

- ア 利用職員数
- ・使用を希望する職員が利用できること。(事前にデジタル推進課に申請の上、使用することを想定。)
- イ 想定使用量
- ・GPT-4o で 6,000 万字/月程度の利用を想定する。
- ウ ネットワーク構成
- ・自治体情報システム強靱性向上モデルのうち、 α モデル (LGWAN) を採用している。
- エ 業務用パソコン及びブラウザ

- ・OS：Microsoft Windows 11
- ・ブラウザ：Microsoft Edge 又は Google Chrome

(2) 提案に基づく活用支援の実施

- ・組織内で生成 AI を普及させるためには、幹部職員（課長級以上）が生成 AI 活用の意義を理解し、トップダウンで推進する態勢をとることが成功の鍵であることから、幹部職員向け研修を実施すること。（必須取組事項、複数回に分けて計 100 人程度が受講することを想定）
- ・その他、生成 AI 活用の機運醸成、導入効果の増大、利便性向上等につながる取組を実施すること。

【取組の例】

- ・PDF、エクセルデータ等のファイル読み込み機能の提供。
- ・業務効率化や利活用促進につながるプロンプトテンプレートの提供。
- ・生成 AI の活用レベルに応じた研修の実施。
- ・職員が任意の時間に利用できる学習コンテンツの提供。
- ・生成 AI の導入効果の高い業務を特定し、生成 AI を当該業務へ取り入れる伴走支援の実施。
- ・画像生成機能の提供。（著作権侵害のリスクが低いものが望ましい。）
- ・業務削減時間を可視化できる機能の提供。
- ・ヘルプデスクやオンラインサポートの設置。
- ・導入効果の測定等の支援。

5 費用の請求

- ・日本国における法定通貨（円）により行うこと。

6 実施体制

- (1) 本業務に関して、サービス運用開始後も発注者からの相談に適宜対応できる体制を整備すること。
- (2) 本業務を確実に実施・履行する組織体制及び連絡体制を示すこと。

7 成果物の提出

以下の成果物を本県に提出し、最終的な成果品を納期までに納品すること。提出の期日は、プロジェクト計画書作成時に本県と協議のうえ決定する。

No.	成果物	内容
1	実施計画書（実施体制図を含む）	実施体制、実施スケジュール、目標成果等を示した資料
2	サービスのマニュアル	管理者及び一般ユーザーが利用できる操作マニュアル
3	提案に基づく活用支援に係る資料	研修会の資料等
4	業務完了報告書	業務の内容を整理した完了報告書

8 留意事項

- (1) 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて発注者と受注者において細部を打ち合わせの上で締結する。
- (2) 受注者は、本仕様書及び関係法令並びに条例を遵守すること。また、本業務を担当する岡山県デジタル推進課と連携を密にして業務の進捗を図ること。
- (3) 受注者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し、指示を仰ぐとともに早急に対応を行うものとする。
- (4) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することができる。
- (5) 受注者は、業務の実施に関して知り得た個人情報及びその他の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。委託業務終了後においても同様とする。
- (6) 個人情報の保護等については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (7) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として発注者に帰属することとし、発注者は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に留保するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。